

甲州市産業集積促進助成金交付細則

この細則は、甲州市産業集積促進助成金交付要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 用語の意義について

この細則における用語の意義は、要綱に規定する用語の例による。

第2条 県外新規立地について

要綱第3条第15号に規定する一定の水準とは、正規雇用者の割合については、「雇用の構造に関する実態調査（厚生労働省）」における正社員の割合、平均所定内給与額については、「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における所定内給与額を用い、いずれも直近の全国の平均値を用いる。

ただし、所定内給与額について本県の平均値が全国の平均値に比して高い場合には、本県の平均値を用いるものとする。

第3条 水素製造設備について

要綱第3条第32号に規定する水素製造設備には、水素製造のため、再生可能エネルギーにより発電する設備や、水素を貯蔵するための設備等、水素の製造又は貯蔵に関わる設備を含めるものとする。

第4条 水素利用設備について

要綱第3条第33号の水素利用設備は、供給量の不足により再生可能エネルギーを活用して県内で製造した水素を調達できない場合等、認定事業者の責によらない場合は当該水素以外の水素を用いることができるものとする。

第5条 増加する常時雇用労働者について

要綱第4第1項第1号ウ、第5号イ、第6号ウ及び第7号ウの増加する常時雇用労働者の数(以下「増加雇用労働者数」という。)には、市内既存工場等及び事務所等から移動した従業員は含めない。ただし、新たな工場等及び事務所等に配属させることを目的として操業開始前に採用し、研修等のため市内既存工場等及び事務所等に配属させていた者であることを市長が認める者は、増加雇用労働者数に含めるものとする。

- 2 前項の操業開始前とする採用期間は、要綱第5第1項による市長の認定を受けた立地事業等のために要する土地の取得日又は借地権の設定日から操業開始の日までとする。ただし、立地事業等が要綱第4第1項第3号又は同項第5号に該当する場合は、当該立地事業の工場等の建設工事の開始日から操業開始の

日までとする。

- 3 立地事業等を行う者の従業員であって、県外で雇用されていた者を市内の工場等及び事務所等に移転させた場合には、増加雇用労働者数と認める。

第6条 市内から新たに雇用する者について

要綱第4第1項第1号ウ、第5号イ及び第7号ウの市内から新たに雇用する者とは、本人が雇用される日を基準として、本人又は2親等以内の親族又は姻族が、引き続き3ヶ月以上市内に住所を有している者とする。(操業開始前に採用した者であっても、新たな工場等又は事務所等に配属させることを目的として採用した者であることを市長が認める者を含む。)

- 2 前項の引き続き3ヶ月以上市内に住所を有しているとは、市の住民基本台帳に記録されている期間が3ヶ月以上であることとする。

第7条 県外から市内に転入する者

要綱第4第1項第1号ウ、第7号イ及び第8号ウの県外から市内に転入する者とは、立地事業等に伴い市内に住所を有することとなった者であって、市内に住所を有することとなった日より1年以上前の日から山梨県外に住所を有していた者とする。

第8条 その他著しく本市経済の活性化に資するものについて

要綱第3第1項第1号における「その他著しく本市経済の活性化に資するものとして 市長が認める事業の用に供する工場又は事業所」とは、操業開始後1年以内にその操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が20人以上(うち市内から新たに雇用する者が10人以上)であるものをいう。

第9条 事業認定における取り扱いについて

要綱第4の助成対象が複数項目で該当になる場合においては、立地事業等で実施する業種が対象になるものを優先し、要綱第5第1項の事業認定を行うものとする。

- 2 グループ企業間における空き工場の取引や所有権移転による立地事業等については、事業認定の対象とならない。
- 3 要綱第10第1項第1号及び第3号の要件により事業認定を行う場合、空き工場取得費と機械設備の取得費の合計が要綱第4第1項第1号イ若しくは第4号イの要件を超えるものを対象とする。

- 4 要綱第10第1項第4号の要件により事業認定を行う場合、事業所の拡充により事業認定の申請がされる際には、立地事業等に従事する新事業所の面積から既存事業所の面積を減じた面積を新事業所の面積で除して得た割合を乗じて得た額を対象とする。

第10条 再度の事業認定について

要綱第5第1項の事業認定を再度受けようとする者は、前回認定を受けた事業の操業開始の日から3年を経過しなければ事業認定の申請を行うことができないものとする。

- 2 甲州市企業の奨励に関する条例（平成17年11月1日条例第111号）に規定する奨励金の交付を受けた事業については、要綱第5条第2項の事業認定申請書を提出することができないものとする。

第11条 複数の事業による立地事業等の助成額について

複数の事業による立地事業等の助成額は、投下固定資産額を事業ごとに分類し、それぞれの事業に適用される要綱第10第1項各号に定める助成額を合算した額とする。なお、投下固定資産額を事業ごとに分類できない場合は、投下固定資産額を事業ごとに使用する面積で按分する。

- 2 複数の事業で使用するなど投下固定資産額を事業ごとに按分できない場合は、その助成額の算出にあたって投下固定資産額に乗ずることとされている率は、複数の事業のうち最も低い率を適用する。
- 3 複数の事業による立地事業等に適用される要綱第10第1項各号に定める助成額が異なる場合、事業ごとに投下固定資産額を合算し、投下固定資産額全体の5割を超えるものがあるときはその助成限度額を、投下固定資産額全体の5割を超えるものが無いときは小さい助成限度額を用いる。

第12条 助成金の端数処理について

要綱第10第1項各号に定める助成金の額の計算において、千円未満の端数が生じた場合には、千円未満を切り捨てた額を助成金の額とする。

第13 複数年にわたって交付決定が必要な立地事業等について 要綱第12第2項における交付申請については、その年の12月末日までを対象とし、3月末日までに交付決定を受けるものとする。

第14条 複数年にわたって交付決定が必要な立地事業等において、途中で雇用要件を満たさなくなったときの扱いについて

複数年にわたって交付決定が必要な立地事業等において、操業開始後1年以内に立地事業等を行う事業者が、増加する常時雇用労働者の要件(以下、雇用要件という。)を満たして交付決定を受けた後に、当該常時雇用労働者の自己都合による退職、偶発的な事由等により雇用要件を満たさなくなったときは、次の各号に定めるとおりの扱いとする。

- (1) 雇用要件を満たさなくなった数の増加する常時雇用労働者を速やかに求人し、採用する意思があると認められる場合、引き続き雇用要件を満たしているものとして扱う。
- (2) 前号以外の場合であって、6ヶ月以内に再度雇用要件を満たすことが見込まれる場合、雇用要件を満たしていない期間における建物及び設備機器等の賃借料は、要綱第10条の助成対象に含まれないものとして扱う。
- (3) 雇用要件を満たさない期間が6ヶ月を超えることが見込まれる場合、要綱第6条第1項第2号に該当するものとして扱う。

第15条 助成金の交付決定について

要綱第13条の交付決定は、交付申請があった後に予算の議決を経て行う。ただし、事業認定を行い、操業が確実な立地事業については、予算議決後に交付申請を受け付け、交付決定ができるものとする。

第16条 助成金の支払請求の時期について

助成金交付請求書(第10号様式)は、要綱第13条の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、市長に提出しなければならない。ただし、要綱第11条第1項により分割交付をした場合、翌年度の請求は文書による通知を受けた日から起算して、15日以内に行うものとする。

第17条 ファイナンスリースの取り扱いについて

「リース取引に関する会計基準」(改正平成19年企業会計基準第13条)中「5」にいうファイナンスリース物件については、投下固定資産として取り扱うものとする。

ただし、リース期間終了後に所有権の移転を伴わないファイナンスリース物件であって、事実上、賃借と等しい使用形態となる条件が付されていると認められる場合には、賃借料による物件として扱うことができるものとする。

第18条 要綱第18条第2項第1号の規定による助成金の返還について

要綱第18条第2項第1号の規定により助成金の返還を命ずる場合における助成金の返還額は、工場等の操業等の休止又は廃止をした際に現に存する投下固定資産に係る残存簿価に相当する価格(当該投下固定資産について鑑定評価が

された場合にあつては、当該残存簿価に相当する価格と当該鑑定評価により得られた鑑定評価額とのいずれか高い額。以下同じ。）に助成率（交付に係る助成金の額を要綱第10条の規定による助成金の算定の対象となった投下固定資産額（千円未満切り捨て）で除して得た割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

第19条 要綱第18条第2項第2号の規定による助成金の返還について

要綱第18条第2項第2号の規定により助成金の返還を命ずる場合の業種、業態の著しい変更とは、要綱別表1に規定する加算要件を適用した立地事業であつて、業種、業態の変化により、その投下固定資産を処分したときをいう。

- 2 前項に規定する「処分」とは、転用（助成金の交付の目的に反した使用をいう。）、譲渡、貸付け、担保権の実行、交換、取壊し及び廃棄をいう。
- 3 助成金の返還額は、次の式により算定した額とする。

$$\text{返還額} = A \times B \times (C \div D)$$

A：処分する投下固定資産に係る残存簿価に相当する価格

B：処分する投下固定資産に乗ずることとされる要綱第10条の規定に定める率

C：市が交付した助成金額（限度額を考慮した額）

D：立地事業の投下固定資産額に要綱第10条の規定に定める率を乗じて得た額（限度額を考慮する前の額）

第20条 要綱第18条第2項第3号の規定による助成金の返還について

要綱第18条第2項第3号に規定する「処分」とは、前条第2項の規定と同様とする。

- 2 要綱第18条第2項第3号の規定により助成金の返還を命ずる場合における助成金の返還額は、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める額とする。

（1）投下固定資産について、有償による譲渡若しくは貸付け又は担保権の実行をしたとき当該投下固定資産に係る助成金相当額を上限として当該投下固定資産の譲渡価格又は貸付額に助成率を乗じて得た額。ただし、当該譲渡価格又は貸付額が当該投下固定資産を処分した時点における当該投下固定資産に係る残存簿価に相当する価格（当該投下固定資産について鑑定評価がされた場合にあつては、当該鑑定評価により得られた鑑定評価額）に比して著しく低い場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、当該投下固定資産に係る残存簿価に相当する価格（当該投下固定資産について鑑定評価がされた場合にあつては、当該鑑定評価により得られた鑑定評価

額)に助成率を乗じて得た額とする。

- (2) 投下固定資産について、転用、無償による譲渡若しくは貸付け、交換、取壊し又は廃棄をしたとき 当該投下固定資産を処分した時点における当該投下固定資産に係る残存簿価に相当する価格に助成率を乗じて得た額

第21条 要綱第18条第2項第4号の規定による助成金の返還について

要綱第18条第2項第4号に規定する「事業認定に付した条件に違反したとき」とは、要綱第5条第3項の規定に基づき付された条件に違反した場合をいう。

- 2 要綱第18条第2項第4号の規定により助成金の返還を命ずる場合における助成金の返還額は、当該投下固定資産を処分した時点における当該投下固定資産に係る残存簿価に相当する価格に事業認定に付した条件を満たすことにより得られた助成率から条件を満たさなかった場合の助成率を差し引いた割合を乗じて得た額とする。

第22条 要綱第18条第2項の規定による助成金の返還の命令を行わない場合について

次のいずれかに該当する場合は、要綱第18条第2項の規定による助成金の返還の命令は、行わないものとする。

- (1) 投下固定資産を処分したことにより、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大が図られると市長が認めるとき。
(2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した投下固定資産を処分したとき。
(3) 災害により損傷した投下固定資産を処分したとき又は災害により工場等の操業等の休止若しくは廃止を余儀なくされたとき。
(4) 要綱第20条の規定に基づく休止等の事前協議の結果、返還の命令を行う必要がないと市長が認めるとき。

第23条 休止等の事前協議について

要綱第20条に規定する「あらかじめ」とは、正当な理由がある場合を除き、協議事項を実施しようとする30日前までとする。

- 2 要綱第20条第1項第3号で規定する「処分」とは、要綱第15条第1項第5号に規定する「処分」及び担保の設定をいう。

第24条 計算

要綱による期間の計算又は親族等の計算は、民法の例による。

第25条 この細則に疑義が生じた場合は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和6年7月2日から施行する。
- 2 この細則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに要綱第5条に規定する事業認定を受け、かつ、土地又は借地権を取得済の者については、この細則は、同日以後も、なおその効力を有する。